

## 消費生活相談室

### 注文していない商品が送られてきた！

#### 内容

- ・「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「誰も注文していない」と伝えると「確かにお母さんが注文された、代金は2万円、支払わないと訴える」と脅された。 (40代 女性)
- ・身に覚えのない商品が送られてきた。どうすればいいか？ (70代 男性)

#### ひとこと助言

- ・消費者が承諾してないのに一方的に商品を送りつけられた場合、代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。商品が届いても安易に受け取らず、「受け取り拒否」をして、配達業者に引き取ってもらいましょう。
- ・電話で勧誘され承諾しても、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- ・認知症の人が電話で勧誘され購入をうっかり承諾した場合、「判断能力不十分者契約」として契約を取り消すことができます。
- ・困った時は、速やかに消費生活相談窓口へご相談ください。

## 小都市消費生活 相談室

▶窓口開設日  
毎週月・火・木・金曜日  
／午前9時～正午、  
午後1時～4時

▶問合せ先  
小都市消費生活相談室  
☎72-2111内線144



# どちら119

## 春の火災予防運動週間

「消すまでは 出ない行かない 離れない」を全国統一防火標語に掲げ、3月1日(金)から7日(木)までの7日間、春の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

家庭や職場でも「火の用心」に心がけ、火災のない「安全・安心」な街づくりに、ご協力ください。

### 「住宅用火災警報器」はちゃんと動作しますか？

火災を知らせる「住宅用火災警報器」は点検をしなければ、万が一の時に動作しない場合があります。次のポイントで動作するか確認しましょう。

#### ○月に1度は作動点検をしましょう

警報器にある作動確認用のボタンを押すか、下がっているひもを引き、音声などが鳴れば異常はありません。

#### ○警報器本体と電池の寿命を確認しましょう

警報器本体の寿命は約10年、電池の寿命は5～10年です。  
本体の製造年月日を確認し、古いものは交換しましょう。機種によっては、寿命を音声などで知らせるものもあります。



## 「火災に早く気づき、初期消火および避難ができた事例」

居住者が2階で就寝中、1階居間に設置していた住宅用火災警報器の鳴動に気付いた。階段を降り居間の戸を開けたところ、煙が噴出したため、直ちに就寝中の家族に火災を知らせ、水道ホースを使用して初期消火を行うとともに、駆けつけた近隣住民に119番通報を依頼した。